

行政型ADR

行政型ADR

- 行政庁ないし独立行政法人が運営主体のADR手続の総称。
- **独立性**の強い行政委員会が行う**公害等調整委員会**や**中央労働委員会**など。逆に、行政サービスの一環として運営される相談(及びあっせん)としては、**消費生活センター**、**都道府県労働局**の活動がある。
- 申立手続**費用が低廉**であるだけでなく、鑑定や調査の費用も当事者負担を要しないものがある。(例:公害等調整委員会)

行政型ADR(続)

- 行政が、**弁護士会に委嘱**して運営する場合も増加している。
(原子力損害賠償紛争解決センター、住宅紛争審査会、地デジADR、下請け駆け込み寺、等)